

今後の学校プールの整備の考え方（案）

府中市における学校プールの設置状況

- ・多くの学校で設置から40年以上が経過し、老朽化が進行している。
- ・小学校は大プール・小プールを設置。設置場所はすべて地上部に平置き。
- ・一中～八中は、平成2年度以降に、武道場または重層体育館の屋上に設置。
その他の中学校は地上部に平置き。

学校名	大プール		小プール		設置場所
	設置年度	経過年数	設置年度	経過年数	
一小	S39	58	S46	52	平置き
二小	S39	58	S46	52	平置き
三小	S31	67	S47	51	平置き
四小	S39	58	S48	50	平置き
五小	H22	13	H22	13	平置き
六小	S39	57	S50	48	平置き
七小	S39	58	S52	46	平置き
八小	R4	1	R4	1	平置き
九小	S38	59	S46	52	平置き
十小	H25	10	H25	10	平置き
武蔵台小	S42	56	S53	45	平置き
住吉小	S42	55	S49	49	平置き
新町小	S44	54	S54	44	平置き
本宿小	S45	53	S53	45	平置き
白糸台小	S45	53	S55	42	平置き
矢崎小	S46	52	S55	43	平置き
若松小	S55	42	S47	51	平置き
小柳小	S48	50	S54	44	平置き
南白糸台小	S48	50	S54	44	平置き
四谷小	S49	49	S54	44	平置き
南町小	H3	32	H3	32	平置き
日新小	S53	45	S55	43	平置き

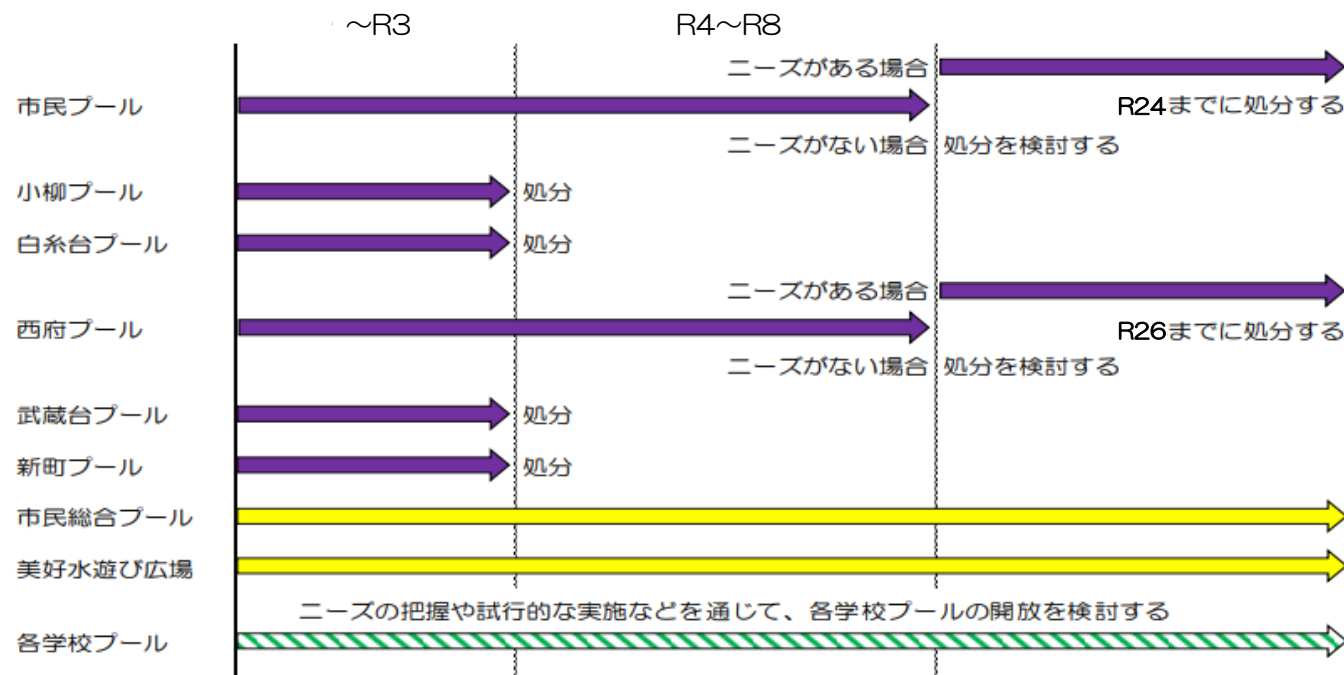
学校名	大プール		設置場所
	設置年度	経過年数	
一中	H6	29	武道場屋上
二中	H2	33	重層体育館屋上
三中	H2	33	重層体育館屋上
四中	H3	32	重層体育館屋上
五中	H3	32	重層体育館屋上
六中	H3	32	重層体育館屋上
七中	H5	29	重層体育館屋上
八中	H5	30	重層体育館屋上
九中	S52	46	平置き
十中	H29	6	平置き
浅間中	S57	41	平置き

※三小・六小は改築中（令和6年度竣工予定）

府中市における地域プール・学校プールの方向性

地域プールは、一部廃止。学校プールを地域に開放していく。

公共施設マネジメント推進プラン モデル事業2「学校施設の更なる活用」の検討の結果、小柳プール、白糸台プール、武蔵台プール及び新町プールは、令和3年度末に廃止。市民プール、西府プールは令和8年度までにニーズを確認し、処分を検討する。学校プールは十小、十中において地域開放を試行的に実施中。



地域プールの見直し方策実行のスケジュール

出典：学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針（平成29年1月）

水泳授業の課題、プールの屋内化・集約化のメリット・デメリット

課題

- ・猛暑による熱中症のリスクと天候不順の影響により、計画的に水泳授業を実施できない。
（15コマ程度の計画のうち、10コマ程度の授業を実施）
- ・水泳授業を実施できる期間が6月から9月に限られ、施設の稼働率が低い。
- ・プールサイドの温度上昇など、安全面に配慮が必要。
- ・鳥の糞など異物が混入する場合があります、清掃や水質の維持管理が課題。

→課題に対応するため、プールの屋内化・集約化を検討する。

	メリット	デメリット
屋内化	・ 計画的な水泳授業の実施が可能 ・ 安全かつ衛生的なプール環境の整備 ・ 安定的な地域開放の実施が可能	・ 屋内プールの設置費や維持管理費が高額
集約化	・ プールの設置費や老朽化する既存プールの維持管理費を削減できる ・ プール稼働日数と利用人数の増加による費用対効果の改善	・ 移動に時間や費用が必要 ・ カリキュラムの見直しや学校間の利用調整が必要

屋内温水プールを整備する場合の共同利用の検討

【前提条件】

- ・共同利用する施設は屋内温水プールで、通年利用可能とする。
- ・1年間の授業日数は約200日とする。
- ・水泳授業は、移動時間等を考慮し、2コマで1回の授業を行うものとする。
- ・1学級当たり5回の水泳授業を行い、従来と同じ実質10コマを確保する。
- ・小・中学校平均16学級とする。（令和10年度の推計による）
- ・2学級で合同の授業を行うものとする。

【プール側の年間利用可能回数：A】

1日3回（午前2回・午後1回）の水泳授業を行うとして、 $200\text{日} \times 3\text{回} = 600\text{回}$

【1校当たりの年間利用回数：B】

$16\text{学級} \times \text{授業}5\text{回} \div 2\text{グループ} = 40\text{回}$

【1施設当たりで受入れ可能な学校数】

$A(600\text{回}) \div B(40\text{回}) = \underline{15\text{校}}$

備考：

- ・カリキュラムや学校行事との兼ね合いで、学校がプールを利用できる時期はある程度限定される。
- ・改築済みの学校や比較的新しいプールを保有している学校があるため、共同利用する学校は33校ではないと想定。

公共・民間プールにおける水泳授業実施の可能性

市内の公共・民間プール

施設名	外観	所在地	使用条件
府中市生涯学習センター		浅間町	貸切利用不可、駐車場なし（敷地内停車スペースあり） 1日の授業回数3回（1回2コマ）
セントラルスポーツ府中		八幡町	貸切利用可（週1回休館日）、送迎バスあり 1日の授業回数3回（1回2コマ）
コナミスポーツクラブ府中		宮西町	貸切利用可（週1回休館日）、駐車場・停車スペースなし 1日の授業回数3回（1回2コマ）

※令和6年度における三小水泳授業の校外実施検討時のヒアリングにて確認

民間プールの休館日は年間45日

→ $1日3回 \times 45日 = 1施設当たり135回$ 。

1校当たり40回として、民間プール1施設当たりで受入れ可能な学校数は、3校程度

屋外プールと屋内温水プールの比較

	屋外プール整備		屋内温水プール整備	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
カリキュラムへの影響	従来どおりのため影響なし			カリキュラムの変更が必要
施設の稼働率		稼働率が低い(6月～9月、に限られ、暑さ指数31℃以上の日や悪天候の際はプールが使えない)	稼働率が高い(天候に関わらず、通年で利用可能)	
移動	児童・生徒の移動負担は無い			児童・生徒の移動負担が生じる(拠点校除く) バスの発着場所の確保や、移動時間を考慮する必要がある
コスト		年間で約3か月しか使用しない施設を、1校当たり2～3億円かけて全校に整備しなければならない。	一般開放による収入を見込むことができる	空調費や管理委託料、可動床メンテナンス費などランニングコストは増加 移動のバス費用が別途必要
その他			拠点校以外でプールを整備する用地が空き、仮設校舎なしの可能性が高まる	

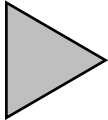
→ メリット・デメリットをふまえ、今後の整備の方向性を検討していく

府中第三小学校における校外での水泳授業実施（令和6年度対応）

改築により学校プールが使用できないことから、校外での水泳授業を実施予定。

→今後の検討のモデルケースに

水泳授業を行うを行う日の時間割のイメージ
今後の学校との協議により具体化を進める予定



時刻	通常の時間割	水泳授業を行う日の時間割	
		第1グループ	第2グループ
8:45	1時間目	移動	1時間目
8:50			
8:55			
9:00		着替え	
9:05		水泳授業	
9:10			
9:15			
9:20			
9:25			
9:30			
9:35	休み時間		
9:40	2時間目	水泳授業	2時間目
9:45			
9:50			
9:55			
10:00			
10:05			
10:10		着替え	
10:15		移動	
10:20			
10:25			
10:30	休み時間	休み時間	休み時間
10:35		水泳授業	移動
10:40			
10:45			
10:50	3時間目	3時間目	水泳授業
10:55			
11:00			
11:05			
11:10			
11:15			
11:20		休み時間	
11:25			
11:30			
11:35	4時間目	4時間目	水泳授業
11:40			
11:45			
11:50			
11:55			
12:00			
12:05		着替え	
12:10		移動	
12:15			
12:20			
12:25	給食	給食	給食

他自治体の状況

民間プール利用を実施

多摩市：令和5年度から市内の小学校全17校の水泳授業を校外の屋内プールで実施

清瀬市：令和7年度までに全小中学校14校で民間水泳授業を実施予定（令和5年度時点で5校実施）

公共プールの共同利用を実施または検討

小平市：公園に屋内プールを整備、市立小中学校5校の共同利用予定（令和9年度供用開始）

海老名市：全校の学校プールを廃止し、屋内温水プール3施設で水泳の授業を実施
（小学校13校、中学校6校）

自校プールの共同利用を実施または検討

町田市：2040年度時点で、小中学校数41校のうち、プール設置校数を27校に集約。屋内プール※で、3～4校の共同利用を検討。※ボイラー等の大規模設備ではなく、水温が低い場合の補助としての給湯設備を備えたプールで、5月下旬から10月上旬の使用期間を想定。徒歩10分以上かかる場合はバス利用。

世田谷区：簡易温水プール※を拠点とした3～4校の共同利用を改築時に検討。※補助加温ボイラーを備え、6月初旬～10月下旬の利用を想定。バスの利用は考慮せず、徒歩1km圏内（最大15分以内）等を共同利用校抽出の条件とする。該当しない学校は民間・区営プール利用とする。（民間撤退の場合は、バスにより区営プール利用を検討）